

平成 2 3 年 第 1 回 臨時 会

新 十 津 川 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 3 年 1 月 1 4 日 開 会

平成 2 3 年 1 月 1 4 日 閉 会

新 十 津 川 町 議 会

平成23年第1回新十津川町議会臨時会

平成23年1月14日（金曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 平成22年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）

◎出席議員（12名）

1番	岩木	雅徳	君	2番	青田	良一	君
3番	山田	秀明	君	4番	笹木	正文	君
5番	平沢	豊勝	君	6番	長谷川	秀樹	君
7番	西永	勝治	君	8番	後木	幸里	君
9番	続木	俊一	君	10番	樋坂	里子	君
11番	乗松	政勝	君	12番	長名	實	君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君							
副町	長	佐川	純	君							
教	育	長	熊田	義信	君						
総	務	課	長	石田	賢吉	君					
住	民	課	長	林	敏幸	君					
会	計	課	長	辻山	直紀	君					
保	健	福	祉	課	長	竹原	誠二	君			
産	業	振	興	課	長	兼					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	後木	祥一	君
建	設	課	長	岩井	良道	君					
教	育	次	長	藤澤	敦司	君					
代	表	監	査	委	員	山本	忍	君			

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局 長 加藤 健次 君

◎開会及び開議の宣告

(10時00分)

○議長(長名 實君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(長名 實君) 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(長名 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名をいたします。4番、笹木正文君。5番、平沢豊勝君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(長名 實君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(長名 實君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(長名 實君) 日程第3、議案第1号、平成22年度新十津川町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長(植田 満君) おはようございます。平成23年最初の議会ということでございまして、あらためまして、新年明けましておめでとうございます。ご壮健のうちに新しい年をお迎えになられたことを、心からお喜びを申し上げたいと思います。

今年は非常に穏やかな、今日まで穏やかな状況を迎えておりまして、ただ、部分的には雪による被害も随分、国内においては山陰地方、そして道内においても身近な南空知の方では雪による農業被害、ハウス被害が出ているという状況下でございます。

本題に入る前に、ちょっと積雪の状況をご報告申し上げたいと思います。昨年の今日現在では、降雪量が416でございます。積雪深は109。1メートル9センチメートル

ルということでございます。それで、今年に入りまして、今年度ですね、今日現在で降雪量は159です。積雪深については32センチメートルとこんなような状況になってございます。これから、どのような形に推移していくかわかりませんが、ただ、雪が少ないのはやはり心配のむきもございまして、この反動がまた恐ろしいというか、そういったことも考えられるところでございますけれども、いずれにしましても天候でございますから、自然条件に逆らうということにはなりませんので、今後の推移を見守らなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

それでは本題にはいらさせていただきます。ただいま上程いただきました議案第1号、平成22年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）でございます。

平成22年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,185万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,815万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正によるということでございます。

なお、詳細の説明につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長名 實君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） おはようございます。それでは上程いただきました議案第1号、平成22年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）となります。内容の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。歳入。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額2億2,298万7千円、計6億585万円。

16款、道支出金。補正額301万3千円、計3億1,909万1千円。

19款、繰入金。補正額3,745万2千円、計1億5,946万6千円。

22款、町債。補正額3億840万円、計6億3,090万円。

歳入合計、補正額5億7,185万2千円、計59億8,815万9千円となります。続きまして、歳出。

2款、総務費。補正額780万9千円、計3億5,211万2千円。財源内訳は、国道支出金650万円、一般財源130万9千円となります。

3款、民生費。補正額387万3千円、計9億9,259万1千円。財源内訳、国道支出金320万円、一般財源67万3千円。

4款、衛生費。補正額722万1千円、計4億7,896万3千円。財源内訳、国道

支出金381万3千円、一般財源340万8千円。

6款、農林水産業費。補正額154万4千円、計2億8,928万円。財源内訳、特定財源、国道支出金であります130万円、一般財源24万4千円。

7款、商工費。補正額1,094万4千円、計1億6,555万4千円。財源内訳、国道支出金910万円、一般財源184万4千円。

8款、土木費。補正額1億1,884万6千円、計7億8,474万2千円。財源内訳、国道支出金8,951万4千円、地方債970万円、一般財源1,963万2千円。

10款、教育費。補正額4億2,161万5千円、計8億265万8千円。財源内訳、国道支出金1億1,257万3千円、地方債2億9,870万円、一般財源1,034万2千円となります。

歳出合計、補正額5億7,185万2千円、計59億8,815万9千円。財源内訳は、国道支出金2億2,600万円、地方債3億840万円、一般財源は3,745万2千円であります。

次に、地方債の補正を説明いたします。7ページに戻っていただきたいと思ます。

地方債補正、まず追加であります。起債の目的、小学校整備事業債。限度額2億9,870万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率は5パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるというものであります。

続きまして、変更。西2線道路改良事業債であります。補正後の内容を申し上げます。限度額5,850万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率は5パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによるというものでございます。

次に、歳出の内容を申し上げます。18ページからとなつてございます。今回の補正については、昨年の方の補正予算に伴いましての緊急経済対策のきめ細かな交付金と、住民生活に光をそそぐ交付金、一時配分でありますけれども、これに対応する部分と北海道を通じての予防接種促進事業と、それから建設事業に係るものでございます。

それでは申し上げます。2款1項3目財産管理費。補正額480万9千円、計1億2,888万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金、きめ細かな交付金で400万円、一般財源80万9千円となります。内容を申し上げます。9番、町有住宅外部改修事業480万9千円。これは菊水区にあります、町有住宅1棟4戸の町有住宅でありますけれども、この外壁塗装と屋根の葺き替えを行なうものでございます。

7目町有林造成管理費。補正額300万円、計5,931万7千円。財源内訳、国道支出金、きめ細かな交付金250万円、一般財源50万円あります。内容を申し上げます。3番、林業作業道幌加線改修事業300万円。これにつきましては、昨年の方の8月の大雨水害によりましての、洗掘されました、被害のありました幌加作業道を改修するものでございます。

続きまして、20ページとなります。3款2項1目児童福祉費。補正額387万3千円、計3億9,895万9千円。財源内訳、国道支出金320万円、これもきめ細かな交付金320万円あります。一般財源67万3千円となります。内容を申し上げます。

10番、新十津川保育園園児送迎車購入事業387万3千円であります。これは現在使っております園児の送迎に使用しております車は、平成12年度に購入した車両でありまして、経年により故障も多くなってきたことから更新をするというものでございます。

続きまして、22ページとなります。4款1項4目予防費。補正額620万2千円、計1,326万6千円。財源内訳、国道支出金301万3千円、これは道からの補助でありまして、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金301万3千円であります。一般財源318万9千円。内容を申し上げます。7番、子宮頸がんワクチン予防接種事業209万1千円。8番、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種事業411万1千円あります。これにつきましてはお手元に保健福祉課からの資料がいつているかと思えますけれど、これに基づきまして簡単に申し上げます。

お手元の資料の1ページ、ワクチン接種の必要性については、記載をされておりますけれど、すでにご承知かと思えますけれど、後ほどお目通しをいただければと思います。

2番目のワクチン接種事業から申し上げます。対象者は補助対象学年、あるいは年齢が決まっておりますので、それに基づいての対象年齢となっております。まず子宮頸がんについては、中学校1年、2年、3年、それから高校1年生の女子ということで載っております。ここに括弧して高校1年に限り、平成22年度中に1回目の接種を受ければ、23年度においても接種が可能と書いてあります。子宮頸がんのワクチンについては3回必要でございますけれど、高校1年生については、22年度中3月までに1回接種を受けた方については、23年度において残りの2回を受けられると。この現在の高校1年生が、23年度2年生になってから受けることはできない、補助が受けられないということでございます。それから、ヒブ、それから小児用肺炎球菌については、生後2カ月から5歳未満の者が補助対象者と載っております。

続きまして、次のページに対象者数、これは現在の数字でありますけれど、子宮頸がんが131名、それからヒブ、小児用肺炎球菌については、現在のところ226名の対象数となっております。

それから接種回数につきましては、先ほど子宮頸がんについては、すべて3回が必要になるということになりますけれど、ヒブ、小児用肺炎球菌については、それぞれ現在の対象年齢、現在の年齢、月数あるいは年齢によって回数が変わってくるということになります。

それから接種方法については、今ほどちょっと申し上げましたけれど、後ほどご覧いただければと思います。

それから6番目の接種医療機関については、子宮頸がんについては、町内の花月クリニックと空知中央病院で受けることが可能となります。それからヒブ、小児用肺炎球菌については、花月クリニックのみということになります。

7番目の費用については、全額補助ということになりますので、自己負担はありません。

8番目の周知方法については、この後、対象者あるいは保護者宛に説明会の案内、あるいは説明内容等を送付させていただいて、その後、実施ということになります。実施の時期については、そういう説明会等の状況もございまして、2月の中旬ごろからということになるかと思えます。すべて予約制によって接種が可能になるということで

ございます。

ワクチンの副作用等については、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、子宮頸がん等のワクチンの内容について説明といたします。

それでは、補正予算書に戻っていただきまして、23ページの5目健康づくり推進費。補正額101万9千円、計3,069万2千円。財源内訳は、国道支出金80万円、きめ細かな交付金であります。一般財源21万9千円。内容を申し上げます。18番、健康体力増進室体力診断プログラム更新事業101万9千円であります。これにつきましては、現在使用しておりますプログラム及び機種については10年を経過していることから、修理、あるいは対応するプログラム等で不具合が生じるということから更新をいたすものでございます。

続きまして、24、25ページとなります。6款1項3目畜産業費。補正額154万4千円、計464万6千円。財源内訳、国道支出金130万円、これも、きめ細かな交付金でございます。一般財源24万4千円。内容を申し上げます。6番、学園牧場ポンプ改修事業154万4千円。これは昨年8月の大雨によりまして、牧場内の被害を受けましたポンプにつきまして、それを今度は設置場所を違えて改修するというものでございます。

続きまして、26、27ページとなります。7款1項2目観光振興費。補正額914万4千円、計6,217万5千円。財源内訳、国道支出金770万円、きめ細かな交付金であります。一般財源144万4千円。内容を申し上げます。17番、ふるさと公園外灯塗装事業134万4千円。これはふるさと公園内にあります外灯のうち30灯を塗装するものでございます。18番、創造の森遊歩道改修事業780万円。これも昨年8月の大雨によりましての被害を受けた部分と、それから経年により劣化してきております部分を復旧、修繕するものでございます。

3目地場産業振興費。補正額180万円、計5,171万3千円。財源内訳は、国道支出金140万円、これも、きめ細かな交付金であります。一般財源40万円。内容を申し上げます。4番、農林産物加工センター内部塗装事業58万3千円。これは工場内の床の一部の塗装がしてないものがございまして、その部分を塗装するものでございます。5番、交流促進施設設備改修事業121万7千円。これはサンヒルズサライの客室のカーテン取り替えと、換気設備の取り付けを行なうものでございます。

28ページ、29ページとなります。8款2項2目道路新設改良費。補正額1億467万1千円、計2億1,657万1千円。財源内訳、国道支出金7,751万4千円、このうち社会資本整備総合交付金3,085万円、それから、きめ細かな交付金が4,666万4千円となっております。そのほか地方債、西2線道路改良事業債970万円。一般財源は1,745万7千円となっております。内容を申し上げます。1番、道路整備事業4,067万1千円。これは平成20年度から24年までの年次計画で進めてきております、西2線の道路改築工事のうち、南5号線から6号線までの550メートルの事業費でございます。3番、道路改修事業6,400万円。この内容は6本の事業となっております。まず、北7号線の舗装改修工事、これは北7線から北6線までの間の420メートルの改修工事であります。それから、みどり北通り舗装改修工事、これは金滴側の三叉路から275の国道に向かつての350メートルとなります。続いて、

宮前中央線改築舗装工事420メートル、これは宮前の市街地から南に向かったの中央線でございます。南13号線舗装改修工事、これにつきましては、平成22年度で南13号線を工事しておりますけれど、この東1線までの残り190メートルを舗装するものでございます。続きまして、西1線舗装改修工事、これは、南5号から11号までの間の中での1、300メートル、この舗装改修を行うものでございます。続きまして、南7号線舗装改修工事、これは国道275号から西1線に向かったの570メートルの舗装改修工事でございます。そのほかに、委託料の所要見込み精査によりましての減額でございます。

5項1目住宅管理費。補正額1,417万5千円、計3,484万1千円。財源内訳は、国道支出金1,200万円、きめ細かな交付金であります。一般財源217万5千円となります。内容を申し上げます。4番、公営住宅外部改修事業1,417万5千円。これは、あじさい団地2棟8戸の外部塗装工事、それと中央団地、これも2棟8戸でありますけれど、外部改修工事に係る経費でございます。

続きまして、30ページ、31ページとなります。10款2項1目学校管理費。補正額4億291万円、計4億2,616万2千円。財源内訳、国道支出金9,566万5千円、これは安全・安心な学校づくり交付金9,566万5千円、そのほかに地方債としまして2億9,870万円、小学校整備事業債でございます。一般財源は854万5千円でございます。内容を申し上げます。5番、小学校耐震・大規模改修事業4億291万円。これにつきましては、中学校と同様に、工事内容については耐震補強工事、それと外部塗装工事、サッシ改修工事、それから内部の床、壁、天井改修工事、暖房改修工事となっております。そのほかに備品購入につきましては、各室のカーテン、ブラインドの更新費用でございます。

3項1目学校管理費、中学校の学校管理費。補正額40万3千円、計2,626万6千円。財源内訳、国道支出金30万円、これは住民生活に光をそそぐ交付金30万円でございます。住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、分野指定がございまして、地方消費者行政に対応するもの、それから弱者対策自立支援に係るもの、それから知の地域づくりの、この3分野の指定がございまして、本町においては図書にかかる部分をこの交付金事業として充てたものでございます。一般財源は10万3千円あります。内容を申し上げます。5番、学校図書システム導入事業40万3千円。これは小中学校図書室の蔵書検索や、貸し出し処理等の蔵書管理システムを、この交付金を使って導入するものでございます。

4項4目図書館費。補正額1,186万5千円、計4,021万5千円。財源内訳は、国道支出金1,120万8千円、これも住民生活に光をそそぐ交付金でございます。一般財源は65万7千円となっております。内容を申し上げます。8番、図書館外壁改修事業1,186万5千円。これは経年により傷みが出てきております外壁の前の部分、前面の部分について改修を行うものでございます。

続きまして、10款5項2目となります。32ページなりますけれど、体育施設管理費。補正額643万7千円、計5,799万5千円。財源内訳は、国道支出金540万円、これも、きめ細かな交付金でございます。一般財源103万7千円。内容を申し上げます。5番、温水プール改修事業643万7千円。これはプール内の壁面の修繕と給

湯配管設備を改修するものでございます。

以上で内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長名 實君） 以上で、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、樋坂里子君。

○10番（樋坂里子君） ちょっと3点か4点ありますので、前から順番にお願いします。まず、7ページの地方債の補正で、小学校整備事業債ということで説明されて、償還期間を短縮したり、繰上償還はできるっていうふうには書かれているんですけども、この地方債の償還は、いつもだいたい何年くらいで償還するというような計画になっているのかということをも、1点お伺いいたします。

それから2点目が、23ページの予防費ですね。子宮頸がんヒブ、小児用肺炎球菌、これ実施していただいて大変嬉しく思っております。それで、実施期間が平成22年の2月の中旬からということに言われているんですけども、最終予定というのですが、先ほど説明の中で年齢制限だとか、いろいろありましたよね。それで22年から始まって23年、是非全員受けていただきたいんですけども、その期間というんですか、それはどのくらい1年で止めますよというのか、ずうっと皆さんが受けるまで継続してやるっていうのか、そこら辺の期間ですね、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから31ページの小学校管理費のところ、工事請負費は、まだ入札されていないので、一応こちらの予定の金額だと思うんですけども、入札の時の状況をちょっと聞きたいんですけどね、この小学校の耐震の入札しますよという時には、最低金額とか最高金額とかっていうね、金額のレベルあると思うんですけども、それは入札の時に、どちらのなんか説明をされて入札されているのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいなと思ったのですが。以上です。お願いします。

○議長（長名 實君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹原誠二君） それでは10番議員さんのご質疑にお答え申し上げます。この事業について、1年で止めるのかどうかというようなご質問内容でございますが、この事業につきましては、平成23年度までの2カ年といいますか、22年、23年の2カ年事業ということになっておりまして、道の基金事業ということで対応することになっております。当然、全員の方に受けていただくというのがよろしいわけですが、中学校1年生から高校1年生という学年でありまして、中学校1年生、2年生、3年生につきましては、23年度においてもチャンスがあるということでございます。それで、この後は、平成24年度からは、定期接種に変わるということで、そういう可能性が高いということで、今聞いておりますので、そのまま進みますと24年度からはどこかの学年になるのか、そういった対象者を決めての定期接種に変わっていくだろうと、このように考えているところであります。以上でございます。

○議長（長名 實君） 総務課長。

○総務課長（石田賢吉君） それでは10番議員さんの7ページの地方債補正の関係で

お答えを申し上げます。小学校の整備事業債の関係なんですが、今のところ、過疎債を充当するというので計画は載せてございます。過疎債でいきますと、3年据え置き9年償還、ですから12年償還ということになります。ただ、額が過疎債の場合は、各市町村ごとに割りあてというのがありますので、過疎債があたらない場合については、補正予算債を考えております。それで、補正予算債でいきますと足が長くなりまして、20年ということになります。肝心の財政関係になるわけですが、交付税参入率の関係なんですが、過疎債は100パーセント充当の70パーセント交付税で返ってまいります。補正予算債でいきますと100パーセント充当なんですが、50パーセントしか返ってこないというところがありますので、この辺については、財務局の方とよく協議しながら、できるだけ過疎債を充当したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長名 實君） 建設課長。

○建設課長（岩井良道君） それでは3点目のご質問にお答えをさせていただきます。入札の関係でございますが、事前に予定価格については周知をしてございます、公表をしてございます。それと、最低制限価格についても設定はしてございますが、これについては、事前の公表はしていないという内容でございます。以上です。

○議長（長名 實君） ほかに質疑はございませんか。

2番、青田良一君。

○2番（青田良一君） 予算の説明については、よく理解をできました。いま樋坂さんが言ったように、私もこの子宮頸がんの件について、このような形で予防接種が進むということについて、高く評価をしたいなというふうに思いますし、唯一ワクチンによって防ぐことができるガンと言われてる部分について、いち早く町も一般財源をつぎ込んで、このような形を進めたということについて、本当に住民側にたちまして嬉しく思います。いま話を聞いてみましたが、もう一回お聞かせいただきたいんですけども、この事業がこれだけで終わらないで、次の世代にもきちっとやっていくんだという部分について、やはりこれをきっかけに、まちの姿勢として、きちっとしたものを示すべきでないかなと私は思うんですけども、先ほどの課長の話だと、ちょっとこう24年度以降の部分について、まだ、不安定な要素があるというふうに、ちょっと聞き取れましたんで、私は、3学年ですから600万ぐらいのお金ですか、これを1学年あたりに絞っていきますと、もっと少ない経費で、仮に補助が出なくても、なんとかやり繰りできるのかなというふうなことも考えるわけですが、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

もう1点ですけども、この前も申し上げたんですけども、今回、きめ細かな交付金、それから住民生活に光をそそぐ交付金という形の中で、お話いただきましたけども、私は、といったらおかしいですけども、新聞だとかネットでその内容については見たんですけども、もうちょっと本会議の場ですから、住民の方々に例えば、きめ細かな交付金という部分の内訳というんですかね、詳細というんですか、こういう形で下りてきて、その中からこういうものを選択しましたよという説明があっただけかというふうな気がします。その上で、町がいろいろ考えてやったことについて、議論をしていくということが、本会議としてはいいのではないかなと私は思います。そんななかで、たぶん

雇用の促進等についても、この中に入っていたのではないかというふうに考えるんですけども、例えば、町が雇用している臨時職員等の賃金のアップだとか、また新たな雇用に少し増やしていくとか、そういったその部分といいますか、ソフト面についてが入っておられないんですけども、その辺については、どういう形でこれから考えていくのか、国あたりもやはり雇用の面等については、相当な力点をおいて進めていくんだということは承知しているんですけども、やはりそれは自治体あたりも、そういった形を受けながら施策をうっていくということは必要ではないかなというふうに考えるわけですけども、この2点について、お伺いしたいと思います。

○議長（長名 實君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹原誠二君） それでは2番議員さんのご質問にお答えをいたします。この子宮頸がん等の事業が次の世代に繋いでいくということで、その辺の考え方をどうかということではありますが、基本的には24年度以降も継続をしたいと考えております。以上です。

○議長（長名 實君） 副町長。

○副町長（佐川 純君） それではお答えをいたします。後の方の雇用等の方にもいろいろ検討できるのではないかという話であります。確かに、国の方では雇用対策ということで国の補正の中ではそういう対応をとっておりますし、そういう方向で促進しようということで、ただ、これは市町村に配分をして、そういうやる事業と国の例えば、ハローワーク等を通じてそういう雇用に促進していこうという事業がありますので、全てが市町村を通じて、そういう対策をしていくということばかりでないものですから、今回については、先ほど申し上げました交付金事業については、経済対策ということで、地元の計画といいますか、本町においては、総合計画に記載されてる中で前倒しをして、実施すべきものということで選択をして、今回、予算措置をさせていただいたということでもあります。それで、いまほど申し上げました、国の22年度の雇用対策については、そういう国の機関等を通じてやってる面もありますし、道の方に基金制度に充実をさせて、そこからやるという事業もありますから、それについては、すでに23年度に向けて道の方では、希望等をとってそういう計画を進めていこうということになっております。本町においても、そういう計画等に沿って取り扱いはできないかということで、検討しているのは事実であります。ただ、議員がおっしゃられるように、役場の臨時職員を増やしたり、いまのかたにそれを充ててはどうかということですけども、基本的には増員、仕事を増やすということでなければ対象になりませんから、現在のかたにそれを充てるという財源充当だけでは対応になりませんから、なかなか難しいと思いますけれど、もう一つは、増やすという面では、本当に必要があって事業が拡大することによって、事業を、あるいは人が必要になるということであれば、当然、対応となりますけれど、そのことのために、予算消化のために職員を増やす、臨時職員を増やすというのは、なかなか難しいと思いますけれど、先ほど申し上げました23年度に向けて、そういう雇用促進に向けて、町についても検討していきたいというふうに現在、23年度の予算編成作業をやっておりますから、その中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（長名 實君） ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長名 實君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長名 實君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長名 實君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第1号、平成22年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）は、
原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長名 實君） 以上で、本日付議されたました案件は、すべて議了いたしました。
したがって、平成23年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

（10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員